

令和5年度 事業計画

I 基本方針

我が国は、少子高齢化と労働人口減少等により、担い手不足が問題となっており、国において、就労機会確保のための措置として65歳から70歳までの定年引上げや継続雇用制度の導入が努力義務とされています。これら諸問題の解決のため高齢者の就業を推進する事は喫緊の課題となっており、シルバー人材センターの社会的意義や役割は大きくなっています。

しかしながら、ここ数年の新型コロナウイルスの影響や世界情勢の不安定さも加わり、会員数の減少や事業実績の伸び悩みなど、事業運営に大きな影響を受けています。高齢者の就業を促進していくには、依然として先が見通せない状況が続いています。

こうした中、本年度は5ヶ年計画である「第2次中長期計画」の最終年度となります。コロナ禍や労働環境の変化などにより会員数においては当初の目標値を変更し暫定的な目標値とせざるを得ない状況となっておりますが、一方で県シ連主催の第4回安全就業推進大会において当センターの安全就業の取り組みが優秀賞を受賞するなど一定の成果を上げることができたところです。本年度は、第2次中長期計画の進捗状況や昨今の社会情勢を踏まえ、安定した事業運営を推進していくため、(仮称)第3次中長期計画を策定いたします。

そして、本年度においても、引き続き高齢者の十分な就業機会の確保と安心で安全な就業のための取組みと、会員数をコロナ前の水準に回復させる取組みを実施してまいります。

さらに、シルバー事業をめぐる大きな課題として、デジタル社会の到来を踏まえた事業展開が挙げられ、スマートフォンを活用した業務連絡やWeb入会システムの導入等デジタル技術を活用した業務の効率化の取り組みが求められています。当センターにおいても積極的にデジタル化の推進に取り組み安定的な事業運営を図ってまいります。

今後も、「自主・自立、共働・共助」の基本理念のもと、龍ヶ崎市を始め関係機関、民間事業所及び市民の皆様のご理解とご支援をいただきながら、地域社会に貢献するシルバー人材センターとして充実・発展を目指します。会員及び役職員が一丸となって以下の計画を実施してまいります。

II 事業目標

1	会員数	499人
2	就業率	89%
3	契約金額	173,000千円
	内訳	
	本体事業	129,000千円
	総合事業	4,000千円
	(介護予防・日常生活支援総合事業)	
	派遣事業	40,000千円

III 実施計画

1 就業開拓提供事業

役職員が企業、家庭、公共団体等を訪問して積極的に就業開拓を行い、地域のイベントやショッピングセンターでリーフレット配布などを行います。受託した仕事は内容を確認し、会員の就業履歴、希望日程を調整しながら会員に提供します。

また、公共事業の更なる受注拡大について、シルバー人材センター協議会において協議を進め、市との連携を強化するとともに、地域の経済団体等と連携を図り就業開拓につなげてまいります。

さらに、女性会員の就業の場をさらに確保するため、龍ヶ崎市と連携して高齢者の生活支援に関する介護予防・日常生活支援総合事業を推進するとともに、市において本年度か

ら実施される産前産後家事支援事業にも積極的に取り組みます。

その他、就業先からの請負以外の働き方として、一般労働者派遣事業の就業先の開拓、受注等の促進にも引き続き取り組みます。

2 会員拡大の取組み

女性会員を含めた会員数の拡大の取組みについては、新たな就業機会の確保に努めるとともに周知活動・広報の拡充などを行い会員の拡大に取り組んでまいります。併せて、会員の退会抑制についても引き続き取り組んでまいります。

会員の一層の入会促進並びに手続きの迅速化を図るため、Web入会システム等の導入について検討してまいります。

3 調査研究事業

会員の安全・適正な就業のための調査や新たな就業分野については、各委員会において調査研究等を実施し、その結果を踏まえて就業機会の拡大や就業の質の向上に努め、多くの市民が入会しやすい就業環境の改善に一層に努めます。

また、受注機会拡大につながるWebによる受注システムについて検討してまいります。

4 相談事業

入会を希望する高齢者を対象として毎月2回入会説明会の他、土・日曜日の休日開催や女性限定などの入会説明会を必要に応じて開催します。

また、一層の入会促進のためWeb入会の導入について検討します。

会員の就業については、随時、職員が相談に応じます。また、ワークシェアリング開催時には相談コーナーを設置して就業の拡大に努めてまいります。

5 研修・講習事業

会員や入会を希望するの高齢者を対象に、就業に必要な知識、技能等を修得するため講習会等を開催します。特に、本年度からデジタル技術を活用した業務の効率化のためのスマホシステム開始に伴い、会員向けの講習会を開催します。

また、県シ連等が主催する研修会等に積極的に参加します。

6 普及啓発事業

役員及び委員が積極的にシルバー人材センター事業の周知に努めることにより、地域社会に理解と協力を求め、高齢者が就業しやすい環境作りを目指します。

「会報りゅう〜」及び「シルバーだより」での啓発活動のほか、ホームページを活用し、就業に関する情報提供等を行うと共に受託できる仕事の紹介や仕事を依頼しやすい環境整備に努めます。

10月のシルバー事業普及啓発促進月間を中心に「自主・自立、共働・共助」の仕組みを広くかつ正しく地域社会に浸透させるためのPR活動を行います。

7 安全・適正就業推進事業

当センターでは、毎月15日を「安全の日」と独自に定め、事故防止のために安全パトロールを実施するなど安全・適正就業の指導等の取り組みを行っていますが、本年度は、特に草刈や剪定業務等における事故防止の強化に取り組めます。

会員の就業にあたり、その能力と体力に見合った仕事を安全かつ適正にできるようにす

ることが最重要課題です。

安全就業の確保はシルバー事業の基本となるものです。安全就業基準の周知及び会報紙やリーフレット配布等により安全就業意識の醸成を図ります。

適正就業は、「シルバー人材センターの適性就業ガイドライン」にもとづいて契約内容等の再点検を行い、適性就業に取り組みます。

公平な就業機会の確保は、会員の就労意欲の向上や未就労会員の就労という観点からも非常に重要です。当センターでは、年2回ワークシェアリングを開催し、会員の就労意思の確認と公平な就業機会の確保に努めます。今年度は、継続就業について適正な運用を図ってまいります。

8 その他事業の目的を達成するために必要な活動

会員活動では、コロナ禍における新しい生活様式を踏まえて、可能な限り地域班や職種班等を通して会員の自主的・自発的な活動を推進します。

また、会員による自主的組織として既存のゴルフ会・旅行会・ウォーキング会の他、手芸サークル活動を始め、独自事業に繋がることを期待される自主的組織の発展について引き続き支援します。

令和5年10月から、消費税の仕入税額控除の方式として、適格請求書等保存方式（インボイス制度）が導入されます。当センターでは、制度の導入に際し、県シ連とも連携し適正に事務を遂行してまいります。

また、デジタル社会への変革が急速に進行していることから、会員のデジタル環境利用を促進するため、スマートフォン等操作説明会等を開催し、センターの事務処理の効率化・簡素化を通じて事務コストを削減することで、センターの安定的な運営を図ってまいります。

IV 法人管理事業

1 公益法人制度への対応

公益法人として、その目的、果たすべき役割、関係法令等を踏まえ、適正な公益事業運営を推進してまいります。

2 諸会議の開催

(1) 定時総会 令和5年6月23日（金）市文化会館小ホール

(2) 理事会 第1回 令和5年 5月 日（ ）

第2回 令和5年 8月 日（ ）

第3回 令和5年12月 日（ ）

第4回 令和6年 3月 日（ ）

3 委員会の開催

理事会運営を効率的に進めていくため、総務・女性活躍・安全就業の3つの専門委員会を設置し、第2次中長期計画の目標達成に向けて専門的に取り組みます。

(1) 第1回各委員会 令和4年4月

その後必要に応じて各委員会開催（計6回程度開催）

4 研修等の開催

全国シルバー人材センター事業協会や茨城県シルバー人材センター連合会と引き続き密接な連携を図り、情報の収集・交換に努めるとともに研修会や講習会等には積極的に参加し、役職員及び会員の資質の向上に努めます。